

平成30年度における裁判所の中小企業者に関する契約の方針

最高裁判所

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条の規定に基づき、平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（平成30年9月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成30年度における裁判所の中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業者・小規模事業向け契約目標

平成30年度の裁判所における官公需予算総額に占める中小企業者・小規模事業向け契約の金額が約143億円、比率が約51.4%になるように努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

上記の中小企業者・小規模事業向け契約金額のうち、新規中小企業者の契約比率については、平成26年度における裁判所の官公需契約実績約477億円の0.2%程度と推計されることを踏まえ（注）、平成26年度比で概ね倍増の水準となるよう努めつつ、少なくとも前年度までの契約実績を上回るよう新規中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

（注）平成26年度上半期の官公需の契約データに基づき、中小企業庁が民間調査機関に委託した調査の結果得られた推計である。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次の

とおりに取り組む。

1 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報について、ホームページへの掲載により中小企業者に提供するように努めるものとする。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業者に対してわかりやすい説明に努めるものとする。

2 官公需に関する相談体制の整備

経理局営繕課、用度課及び管理課並びに高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の会計課、経理課、管理課又は用度課に「官公需相談窓口」を置き、同窓口において、中小企業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど、相談者に対する必要な指導に努めるものとする。

3 適切な納期・工期・納入条件の設定

物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越しや国庫債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適切な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。併せて、最高裁は各庁の発注時期の平準化等の状況をモニターするなど、受注する中小企業・小規模事業者が長時間労働せざるを得ないような発注・契約の実態把握に努める。

4 一括調達、共同調達における事例の活用

一括調達、共同調達を行う際には、経済合理性等に留意しつつ、適切な品目

分類、配送エリアなどについて中小企業庁がまとめている事例を参考として活用する。

5 一般競争入札における下位等級者の参加への配慮

一般競争入札による競争参加資格の設定に際しては、当該競争に係る物品の製造、物品の販売又は役務の提供等と同等以上の仕様の物品の製造、物品の販売又は役務の提供等をした実績を証明できる者について、下位等級者の競争参加が可能となるよう、弾力的な運用に努めるものとする。

6 地域の中小企業者の積極活用

少額の随意契約を行う際には、当該地域の中小企業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

新規中小企業者及び組合の活用のために講ずる措置については、上記第2の取組みに加え、次のとおり取り組む。

1 新規中小企業者からの相談における対応

「官公需相談窓口」における新規中小企業者からの相談に対しては、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「ここから調達サイト」への登録を促すものとする。

2 「ここから調達サイト」の活用による調達の推進

少額随意契約を行う際には、見積先が固定しないよう、「ここから調達サイト」の情報などを活用し、国等からの調達実績の少ない新規中小企業者も見積先に含めるよう努めるものとする。

3 官公需適格組合についての周知

経理局営繕課，用度課及び管理課は，官公需適格組合制度に関し，総合点の算定方法に関する特例が講じられていること等，高等裁判所，地方裁判所及び家庭裁判所の会計課，経理課，管理課又は用度課に対して，一層の周知に努めるものとする。

第4 上記第1ないし第3に掲げるもののほか，中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は，最高裁判所，高等裁判所，地方裁判所及び家庭裁判所に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のため，最高裁判所事務総局経理局長の下に，経理局営繕課長，用度課長及び管理課長を構成員とする推進体制を設け，上記第1の目標達成に向けて，調達の現状を踏まえ，実績の向上を図るために有益な情報及び取組事例を共有するとともに，必要に応じて，高等裁判所，地方裁判所及び家庭裁判所に情報提供を行うほか，改善策を協議する。